

表 288 食品等の官能検査（市場）

	検査した検体数 (実数)	違反した検体数 (実数)	違反理由	
			第 19 条第 2 項	その他
魚介類	50,895	2	-	2
冷凍食品	337	-	-	-
凍結直前に加熱された加熱後摂取冷凍食品	790	-	-	-
凍結直前未加熱の加熱後摂取冷凍食品	533	-	-	-
生食用冷凍鮮魚介類	512	-	-	-
魚介類加工品（びん・かん詰を除く）	19,153	1	-	1
肉卵類及びその加工品（〃）	4,868	3	2	1
乳、乳製品及び乳類加工品	1,777	-	-	-
アイスクリーム類・氷菓	-	-	-	-
穀類及びその加工品（びん・かん詰を除く）	3,140	3	3	-
野菜類・果物及びその加工品（〃）	10,943	2	2	-
菓子類	2,632	2	2	-
清涼飲料水	669	-	-	-
酒類	211	-	-	-
氷雪	120	-	-	-
水	20	-	-	-
かん詰びん詰食品	2,145	1	1	-
その他の食品	5,083	1	1	-
添加物及びその製剤	4	-	-	-
器具及び容器包装	906	-	-	-
おもちゃ	32	-	-	-
総数	104,770	15	11	4

注）今年度から保健所実施分と市場実施分を分けた。

資料：健康安全室